

資料編

1. 武蔵野市の教育の動き

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野
明治	5	9	学制の制定		
	6			四か村に学舎設立 (吉祥寺村:研礎学舎、西窪村・関前村:三省学舎、境村:栄境学舎)	
	8			学舎の名称を改称(研礎学舎を吉祥寺学校へ、三省学舎を三省学校へ、栄境学舎を境学校(後に陸明学校)へ)	
	22	4	武蔵野村発足		
	26			学校名を改名(吉祥寺学校を吉祥寺尋常小学校へ、三省学校を三省尋常小学校へ、陸明学校を陸明尋常小学校へ)	
	41	4		三省尋常小学校を廃止、武蔵野高等小学校を創立	
	44	4		学校名を改名(吉祥寺尋常小学校を武蔵野村第一尋常小学校へ、陸明尋常小学校を武蔵野村第二尋常小学校へ)	
	13	4		私立武蔵野学園創立	
	2	4		私立成蹊学園が池袋より移転	
	3	11	町制施行	私立関東中学(旧制)(現聖徳学園高等学校)創立	
大正	4	10		私立帝国美術学校(現武蔵野美術大学)創立	
	5	4		武蔵野町第三尋常小学校創立	
	7	2		私立井之頭学園女子中学校・高等学校創立	
	10	9		町立武蔵野青年学校創立	
	12	3		私立日本獣医学校(現日本獣医生命科学大学)が目黒より移転	
	16	4		私立興亜専門学校(現亜細亜大学)創立	
	17	9		武蔵野町第四国民学校創立	
		9		府立武蔵高等女学校(現都立武蔵高等学校)が中野より移転	
		4		私立帝国第一高等女学校(現吉祥女子中学校・高等学校)が大久保より移転	
	21	8			町立図書館開設
		9		武蔵野国民学校創立	
		10		武蔵野国民学校の校名を武蔵野第五国民学校に改称	
	22	4		武蔵野第五国民学校の校名を武蔵野町立第五小学校に改称	
		11	市制施行	町立武蔵野第一中学校創立	市立図書館と改称
	23	2		小学校給食(ミルク給食)開始	
		9		補食給食(おかずのみ)開始、小学校全校(5校)	
24	11			社会学級開設	
24	4		市立武蔵野第二中学校創立		
24	10		武蔵野市公立学校教育研究会(現武蔵野市立小中学校教育研究会)発足	市営総合グラウンド開設	
26	4		市立大野田小学校、市立境南小学校、市立武蔵野第三中学校創立 教育心理相談部開設(市立大野田小学校)		

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野
	27	1		市立本宿小学校創立	成人学校開設
	28	11	武蔵野市教育委員会発足		
	29	4		市立関前小学校創立	市営プール開設
	30	4		市立井之頭小学校、市立境北小学校創立 完全給食(週4回)開始、自校方式、市立小学校全校(11校)	青年学級開設
	32	7			成人祭(現未来をひらくはたちのつどい)開催 社会教育委員設置
	33	11	市制施行10周年		婦人学級開設
	34	2		武蔵野市教育委員会表彰規定の制定	
	35	4		完全給食(週5回)開始	
	36	6		武蔵野市学校給食運営委員会発足	
	38	4		市立小・中学校の校名を改名 (武蔵野市立武蔵野第一小学校を武蔵野市立第一小学校へ)	武蔵野市PTA連絡協議会発足
昭和	39	7	武蔵野公会堂完成		市立図書館を市立武蔵野図書館と改称し、新館へ移転
	40	1			家庭教育学級開設
	41	2		米飯給食開始(月1回)	市民スポーツデー開始
	42	4		市立桜堤小学校創立	老壮大学(現いきいきセミナー)開設
	43	4		市立関前小学校の校名を市立千川小学校に改名	
	44	5			読書の動機づけ指導開始
	45	6		市立学校給食校提調理場開設	
	46	11	市制施行20周年		旧市立第二小学校を改築し、市民会館を開館
	47	9		武蔵野市立学校給食共同調理場運営委員会発足	
	48	7		武蔵野市立学校給食財務委員会発足	
	49	9		中学校給食(ミルク給食)開始	
	50	10		難聴学級(こだま学級)開級(市立第三小学校)	文化財保護委員設置
	51	4		市立関前南小学校創立	
	52	4		市立第六中学校創立	
	53	10	武蔵野市基本構想・長期計画策定		
	54	1			武蔵野市老壮連合会発足
	55	7			むさしのジャンボリー開始

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野	
昭和	48	4		市立境幼稚園創立 市立虚弱学級(いとすぎ学級)開級(市立境南小学校) 市立学校給食北町調理場開設 →校堤調理場参加校5校、北町調理場参加校5校、単独調理校3校となる		
		5		肢体不自由学級(いぶき学級)開級(市立千川小学校) 障害幼児学級(べこのこ学級)開級		
		7		姉妹都市利賀村との教育交流開始		
		10		米飯給食、月2回実施		
		49	4		病虚弱学級(いとすぎ学級)開級(市立第六中学校)	
		51	4		情緒障害学級(こぶし学級)開級(市立境北小学校)	
		52	4		肢体不自由学級(いぶき学級)開級(市立第四中学校)	
			11		市制施行30周年	
			4		精神薄弱学級(けやき学級)開級(市立境南小学校)	
		56	2	武蔵野市第二期基本構想・長期計画策定		
	57	1			東町市民図書館開設	
		5			市立西部図書館開設 市立武蔵野図書館を市立中央図書館と改称	
	58	9			本町図書館開設	
	59	4			難聴学級(エコールーム)開級(市立第一中学校)	
		10			改築により、現市民会館を開館	
		11		(財)武蔵野文化事業団設立		
	60	12			図書館電算システム稼働開始	
61	3		中学校給食検討委員会発足			
62	5			学校施設開放開始		
	11		市制施行40周年	市立吉祥寺図書館開館		
63	4			肢体不自由学級(いぶき学級)休級(市立第四中学校)		
	10			武蔵野市芸術文化協会発足		
1	4		教育委員会事務局の機構改革 (学校教育部と生涯学習部の設置)	訪問相談室(ガイダンスルーム)開設 市立中学校1年生40人学級の開始		
	9			市立第五小学校・市立境南小学校・市立本宿小学校・市立本宿小学校にランチルーム開設		
	11			(財)武蔵野スポーツ振興事業団設立 市立武蔵野総合体育館竣工		
平成	2	4		肢体不自由学級(いぶき学級)の開級(市立第四中学校) 教育センターワールド教室開設 「中学校給食検討委員会報告」の策定 精神薄弱学級(いずみ学級)開級(市立第二小学校)		
		10			第1回武蔵野市民大運動会開催(～平成19年)	
	11			「陶磁器食器」・「トレー」の導入開始		
3	4			肢体不自由学級(いぶき学級)の移転(市立大野田小学校) 帰国児童・生徒、在日外国人の相談指導の開始 市立小・中学校全学年40人学級の開始		
	7			肢体不自由学級(いぶき学級)の移転(市立第四中学校)		

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野	
平成	4	2		「中学校の完全給食について」方針の策定		
		3		「武蔵野市教育史」刊行		
		4			「フォーク」・「箸」の導入開始	市立学校施設の開放に関する条例施行
		10				
	5	12			市立小学校図書室開放の開始	
		2				武蔵野地域学長懇談会の発足
		3		武蔵野市第三期基本構想・長期計画策定		
		4			肢体不自由学級(いぶき学級)閉級(市立第四中学校)	
	6	10			市立千川小学校新校舎建設着工	
		7				五市行政連絡協議会構成市の「図書館相互利用」開始
		9			「先割れスプーン」から「ステンレス製丸スプーン」に変更	
		10				武蔵野地域五大学共同講演会開始
	7	3			市立千川小学校校舎棟落成	
		4			セカンドスクール市立小学校13校全校で実施	市立中央図書館開館
6				市立千川小学校にランチルーム開設		
3				市立桜堤小学校、市立境北小学校閉校		
8	4			市立桜野小学校創立 セカンドスクール市立中学校6校全校で実施 市立桜野小学校にランチルーム開設		
	5				第1回東京国際スリーデーセミナー開催(～平成17年)	
	10			市立千川小学校体育館棟落成 情緒障害学級(こぶし学級)移転(旧桜堤小学校)		
	7				武蔵野地域五大学共同教養講座開始	
9	8			武蔵野市給食事業検討委員会発足		
	11		市制施行50周年			
	4			肢体不自由学級(いぶき学級)閉級(市立第四中学校)		
10	9			「武蔵野市給食事業検討委員会報告書」の策定		
	1			武蔵野市給食施設利用推進委員会発足		
	6			米飯給食(週3回)実施		
11	9				武蔵野市寄付講座開始	
	3			市立小・中学校全校でISO14001の認証を取得	東町市民図書室・本町図書室閉室	
	4			肢体不自由学級(いぶき学級)休級(市立第四中学校)		
13	5				土曜学校(学校週五日制対応事業)試行	
	4			学校完全週5日制の開始	武蔵野ストリートスポーツ広場の設置 図書館運営委員会設置 土曜学校(学校週五日制対応事業)本格実施	
	5				むさしのブックスタート開始	
14	4		教育委員会事務局の機構改革 (学校教育部と生涯学習部を廃止し、 教育部を設置)			
	5					

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野
平成	15	4			武蔵野地域自由大学開学 武蔵野市図書交流センター設置
		8			新潟県小国町に愛蔵書センター開館
		10		市立大野田小学校校舎改築工事着工	
	16	11		農山漁村の豊かな自然を活かす体験教育推進フォーラム開催	
		8			遠野市家族ふれあい自然体験開始
		11		セカンドスクール10周年記念フォーラム開催	
		3		市立大野田小学校校舎改築新校舎棟落成	がんばれ小国ブックリサイクル開催 (10月に第2回を開催)
	17	4		教育支援センター開設 市立大野田小学校パブリックアート完成 市立大野田小学校にランチルーム開設	
		9		学校ピオトープを市立小学校12校全校に整備 プレセカンドスクール市立小学校12校全校で実施	
		1		武蔵野市中学校給食庁内検討委員会設置	
		7		武蔵野市中学校給食検討委員会設置	
8			学校給食新作メニュー審査会開催		
9			新デザイン給食の給食配送車導入		
12			武蔵野市教育委員会児童生徒表彰実施要綱の制定	子ども文芸賞創設 成人式を実行委員会方式により開催	
19	1				
	3				
	4	教育委員会事務局の機構改革 (教育支援課の設置)	「武蔵野市中学校給食検討委員会報告書」の策定 情緒障害等通級指導学級(はなみぎ学級)開級(市立第四小学校) 学習支援教室の開始 全小中学校で臨床心理士による派遣相談を開始		
	11	市制施行60周年			
	2		「武蔵野市中学校給食実施計画策定委員会報告書 中学校給食実施計画案」の策定		
	3	武蔵野市第四期基本構想・長期計画 調整計画策定			
20	4	教育委員会事務局の機構改革 (武蔵野ブレイス(仮称)開設 準備室の設置)			
	11		市立第二中学校で完全給食開始 中学校給食用食器・白衣を導入(選定及びデザインは中学生代表による 検討会で決定)		
	12		「武蔵野市学校給食運営検討委員会報告書」の策定		
	1		市立第一中学校で完全給食を実施		
21	4		武蔵野市特別支援教育推進計画の策定 個別支援教室モデル事業の開始(市立大野田小学校、市立千川小学校、市立井之頭小学校)	武蔵野市スポーツ振興計画の策定	
	11		市立第三中学校・市立第五中学校で完全給食を実施		
	1		市立第六中学校で完全給食を実施		
22	3		武蔵野市学校教育計画の策定 一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団設立		

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野
平成	22	4		市立第四中学校で完全給食を実施 肢体不自由学級(いぶき学級)開級(市立第四中学校) 桜堤調理場の調理業務を一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団に委託 特別支援教室モデル事業の拡充(市立第二小学校、市立境南小学校) SSW(スクールソーシャルワーカー)の配置	(財)武蔵野スポーツ振興事業団を (財)武蔵野生涯学習振興事業団へ改組 武蔵野市生涯学習計画の策定 武蔵野市図書館基本計画の策定
		6			小国愛蔵書センター閉鎖
		8			スポーツ祭東京2013武蔵野市実行委員会設立
		9		学校情報システム導入(全18校)	
		10		市立桜野小学校が単独調理校となる	
		3			西部図書館閉館
		4		北町調理場、単独調理校(4校)の調理業務を一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団に委託	(財)武蔵野生涯学習振興事業団の公益財団法人への移行
		7			武蔵野プレイスが閉館し、管理運営に指定管理者制度導入
		9		情緒障害等通級指導学級(こぶし学級)移転(市立第二中学校)	「武蔵野市子ども読書活動推進計画」の策定
		1	第五期長期計画策定		
24	3		市立境幼稚園閉園		
	10		市立第四中学校 本校舎エレベーター設置		
	4		個別支援教室モデル事業の本格実施		
	9			スポーツ祭東京2013開催	
	4		情緒障害等通級指導学級(かわせみ学級)開級(市立井之頭小学校) 個別支援教室の拡充(市立第一小学校、市立第五小学校、市立関前南小学校)		
26	7		いじめ防止基本方針策定		
	12			武蔵野ふるさと歴史館開館	
	2		市立桜野小学校西校舎増築		
	3		武蔵野市学校給食財務委員会を解散し、業務を武蔵野市給食・食育振興財団に引継ぎ	図書交流センター廃止	
	4	地方教育行政法の改正 武蔵野市総合教育会議の設置	第二期武蔵野市学校教育計画を策定 教育史編さん室の設置/教育推進室の設置 市立全小・中学校でセカンドスクールを実施から20周年 特別支援教室の拡充(市立第三小学校、市立本宿小学校) 体育専門の学習指導員制度導入		
27	5		武蔵野市学校施設整備基本方針の策定		
	9		セカンドスクールが「2015年度グッドデザイン賞(主催:公益財団法人日本デザイン振興会)」を受賞		
	11~1		セカンドスクール小・中合同報告会を開催		
	2	ルーマニア国ホストタウン登録		武蔵野市、教育委員会、特定非営利活動法人武蔵野スポーツクラブとの相互協力に関する協定書の締結	
28	3		武蔵野市小中連携教育推進委員会報告書 市立小学校通学路における防犯カメラ全校設置完了		
	4		先生いきいきプロジェクト実施 単独調理校の学校給食費の経理を一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団が担うこととなる	武蔵野市スポーツ振興計画の一部改定 武蔵野市生涯学習事業費補助制度の創設及び武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助制度の改正 マルチメディアデザイン賞開始	

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野	
平成	28	5		いじめ防止基本方針改定	Sports for All(スポーツフオーオール)実施 2016年日本建築学会賞(作品)受賞(武蔵野ブレイス)	
		6			武蔵野子ども図書館文芸賞の創設	
		7			「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野市の取組み方針」に基づく行動計画の策定	
	28	9		全校全普通教室に電子黒板、プロジェクター、書画カメラを導入	市民会館へ男女平等推進センター移転設置	
		10		市立小中学校8校でPCB使用照明器具が発見され、年度内に全て撤去完了	武蔵野ふるさと歴史館の土曜開館開始	
		12				武蔵野ふるさと歴史館分館資料室整備
	29	3		武蔵野市小中一貫教育調査研究ワーキングチームにおける論点整理 学校施設整備基本計画中間のまとめ 武蔵野スタートカリキュラム作成 奨学金支給条例廃止し、修学支援事業及び就学援助費の 入学準備金を入学前に支給開始 武蔵野市学校給食施設検討委員会設置		
		4		副校長事務補助職員(臨時職員)の配置 タイムレコーダーモデル校 市立大野田小学校の児童数の増加による、就学学校の指定の変更に関する制限措置開始 知的障害学級(ひまわり学級)開級(市立第三小学校) 特別支援教室開始(市立小学校全12校)		
		5				小学3年生の読書の動機づけ指導 50周年
	30	7				武蔵野ブレイス来館者1,000万人達成
		8				
		9				吉祥寺図書館改修工事に伴う臨時窓口の開設
30	11					
	2					
	3					
30	4				吉祥寺図書館リニューアル開館し、管理運営に指定管理者制度を導入 武蔵野ふるさと歴史館第2期管理運営基本方針の策定	
	6					
	7				武蔵野市文化財新指定(仙路翁墓碣碑、武蔵野八景碑)	
30	9					
	10					
	11					
30	12					
	12					
	12					

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野	
平成	31	1			武蔵野地域自由大学新学長に西尾勝氏が就任	
		3		「武蔵野市民科教員向け手引」の作成・配布 「武蔵野市立学校に係る部活動の方針」の策定	第二期武蔵野市図書館基本計画	
		4		全校でタイムレコーダーを活用した出勤システム運用開始 市立本宿小学校から市立第三小学校へ給食を提供する親子給食を開始		
令和	1	7			武蔵野市文化財新指定(秋本家文書)	
		10		学校徴収金管理システム導入(全18校)		
	2	1	新型コロナウイルス感染症対策本部会議 発足			
		2		全市立小中学校に体育館空調設備の設置完了		
	3	3	第六期長期計画策定	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市立小中学校の臨時休業(3月3日～3月25日)。入学式・始業式は挙行し、5月31日まで再び臨時休業。6月1日から分散登校。6月15日から再開。 第三期武蔵野市学校教育計画策定 武蔵野市学校施設整備基本計画策定	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月2日から、図書館(～6月14日)、武蔵野ふるさと歴史館(～5月31日)、市民会館(～5月31日)、武蔵野プレイス(～6月7日)、総合体育館(～6月7日)、温水プール(～7月17日)、屋外プール等の休館・休場	
		4		中学校特別支援教室開始(市立中学校6校) 小学校特別支援教室の拠点校増設(市立千川小学校)	第二期武蔵野市生涯学習計画	
		4～9		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セカンドスクール、プレセカンドスクール、修学旅行、移動教室の全日程を中止		
		6		新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業後の学校再開に伴い、学校給食を再開(6月15日、小学1年生のみ6月22日)		
	3	12				「武蔵野市立中央図書館の今後の運営体制に関する基本方針」の策定
		1				武蔵野市電子書籍サービス開始
3				「武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会報告書」作成	「武蔵野市立図書館蔵書方針」の策定 「第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画」の策定	

2. 武蔵野市教育委員会の計画の概要

第三期武蔵野市学校教育計画

概要版

武蔵野市教育委員会

基本理念

自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働して
よりよい未来の創り手となる力を育む

「生きる力」を育む教育を一層推進するとともに、子どもたち一人一人が様々な変化に主体的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力を育んでいきます。

計画策定の背景（P5）

情報化社会の進展、長寿命化、少子・高齢化、就業・就労状況の変化、子どもの貧困など、様々な課題と社会情勢の変化のなか、予測困難ともいえる時代を迎えています。学校教育においても、子どもたちにどのような力を育んでいくのかを明確にし、それらに対応できるよう見直していく必要があります。

教育委員会では、国の第3期教育振興基本計画、東京都の第4次東京都教育ビジョン等の趣旨を踏まえながら、本市における教育の現状と課題を整理するとともに、目指す方向性を明らかにするため、現（第二期）計画を改定し、第三期武蔵野市学校教育計画を策定しました。

計画の位置付けと計画期間（P5）

教育基本法第17条第2項に定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」の一部として、教育委員会が目指すべき学校教育の基本的方向性を示したものです。

武蔵野市第六期長期計画の方向性を踏まえるとともに、第五次子どもプラン武蔵野（子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等に位置付け）にもその一部を反映しています。本計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間です。

武蔵野市第六期長期計画

計画の構成

第1章 計画の位置付け	計画策定の背景・趣旨、位置付けなどを記載
第2章 現状と課題	この間の教育に関わる様々な動き、前計画の取組状況から課題を抽出
第3章 第三期学校教育の基本理念と施策	計画の基本理念、施策の基本的な考え方、施策と主要な取組について記載

武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱

第五次子どもプラン武蔵野

第三期武蔵野市
学校教育計画

第二期武蔵野市生涯学習計画

武蔵野市スポーツ振興計画

第二期武蔵野市図書館基本計画

現状と課題（P27～43）

- 新学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった資質・能力の育成が求められています。そのため、学校では、児童生徒が話し合ったり課題を追求したりする授業を展開することで、「主体的・対話的で深い学び」を実現することや、「カリキュラム・マネジメント」に取り組むことで、教育活動の質の向上を図っていく必要があります。（P30, 42）
- 特別支援教育、不登校対応、日本語指導などを必要とする児童生徒の増加等により、一人一人の教育的ニーズに的確に対応するための相談機能及び学習環境の整備、保護者・地域への理解促進が求められています。（P27, 28, 33, 42）
- 教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、校務の改善を図り、児童生徒に向き合う時間の確保が必要です。（P37, 43）
- 保護者の就労状況が変化し、地域の大人が地域行事に参加しにくい現状において、学校・家庭・地域が子どもの育ちに対する目標を共有し、それぞれの役割を主体的に果たすためのしくみを整える必要があります。（P34, 43）
- 未来を見据え、給食調理施設を含めた学校施設の計画的な更新・保全が必要です。（P39, 40, 43）

自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してより未来の創り手となる力を育む

〈基本理念〉

基本理念を実現するための

〈施策の基本的な考え方〉

これからの時代に求められる
資質・能力を育む教育

子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて理解し、生涯にわたって能動的に学び続けるために必要な力を育む教育を進めます。

自信を高め
意欲を育む教育

子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自らの力を最大限発揮できる教育を進めます。

多様性を生かす教育

子どもたちが多様な他者と協働しながらよりよい社会を創っていくために必要な、協働する力や人間性を育む教育を進めます。

学校・家庭・地域が相互に
連携、協働した教育

学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を主体的に果たし、同じ目的に向かって取り組めるよう、相互の意思疎通を十分に図り、連携・協働した教育を進めます。

「生きる力」を支える
あらゆる学びの基盤となる
資質・能力の育成

多様性の理解と
市民性の育成

一人一人の教育的ニーズと
命を大切にした
教育活動の推進

すべての子どもに
資質・能力を育むための
環境整備

施策

① 言語能力の育成

② 情報活用能力の育成

③ 市民性に関わる資質・能力の育成

④ 多様な人々が共に生きる社会の担い手としての資質・能力の育成

⑤ 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

⑥ 健康で安全な生活の実現

⑦ 学校に好循環を生み出す取組の充実

⑧ 学校がプラットフォームとなる地域との協働体制の構築

⑨ 未来を見据えた学校の整備

主要な取組

1. 言語活動の充実
2. 英語教育の充実*

★ ……本計画で初めて主要な取組に位置付けられた内容

3. 学校図書館の活用
4. 情報モラル教育の実施 5. 情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進
6. 論理的思考・プログラミング的思考の育成*

7. 武蔵野市民科の実施*

8. キャリア教育の充実

9. 長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）の実施

10. 人権教育の推進

11. 道徳教育の推進

12. 交流及び共同学習の推進

13. いじめの防止に向けた取組 14. 特別支援教室(通級)の体制整備

15. 特別支援学級(固定学級)の今後のあり方の検討 16. 交流及び共同学習の推進(再掲)

17. スクールソーシャルワーカーと家庭と子どもの支援員の配置拡充

18. 不登校児童・生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保

19. 切れ目のない相談支援体制づくり 20. 帰国・外国人教育相談室による支援の充実

21. 安全・安心な学校づくり

22. 運動習慣の定着や体力の向上、健康教育の取組

23. 食育の推進

24. 武蔵野市立小・中学校における働き方改革の推進*

25. 持続可能な部活動の実施に向けた取組

26. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施

27. 学校運営の中核となる教員の育成

28. 学校・家庭・地域が目標を共有した学校協働体制の構築

29. 文化・芸術活動の充実

30. 学校の福祉的機能の充実*

31. 学校改革の計画的な推進 32. 新学校給食桜堤調理場の整備*

33. 小学校自校給食調理施設の整備

34. 児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の改修 35. ICT化の推進

重点的な取組

英語教育の充実 (P52)



- 英語の授業力の向上
- 市講師制度を活用した指導の実施
- ALT（外国語指導助手）の配置
- 地域との連携等による日常的に英語と触れ合う教育活動の実施

武蔵野市民科の実施 (P57)

- 小学校第5学年から中学校第3学年を対象に、教科横断的なカリキュラムにより、「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力（市民性）を育成

人権教育の推進 (P60)

- いじめ、外国人、性自認、性的指向、女性、障害者など人権課題を取り上げた学習の確実な実施
- 多様な人々と関わる体験活動
- ボランティア活動の推奨

交流及び共同学習の推進 (P62)

- 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進するための支援策の検討
- 全小・中学校における交流及び共同学習の事例の共有
- 教員、児童生徒、保護者、地域、関係機関に対する特別支援教育及び合理的配慮に関する理解促進

特別支援教室（通級）の体制整備 (P64)

- 特別支援教室の全市立中学校への導入
- 小学校特別支援教室の拠点校増設による、巡回指導教員と児童の在籍校の連携維持、強化

不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保 (P66)

- チャレンジルームの機能強化と複数箇所設置の検討
- フリースクールの実態把握と学校連携強化
- 不登校特例校の多角的研究

スクールソーシャルワーカーと家庭と子どもの支援員の配置拡充 (P66)

- 不登校傾向の児童生徒の早期発見、早期対応
- スクールソーシャルワーカーの全中学校区（6名）配置と家庭と子どもの支援員の配置拡充
- 保護者への情報提供、交流の場づくり

切れ目のない相談支援体制づくり (P67)



- 教育推進室と教育支援センターそれぞれのさらなる機能強化
- 入学前後における切れ目のない支援
- 相談員の資質向上、適切な配置による教育支援センターの体制強化

武蔵野市立小・中学校における働き方改革の推進 (P72)

- 出退勤、出張等管理のICT化
- 学校徴収金管理システムの導入による事務軽減
- 市講師の配置による教員の持ち時数削減、学習指導補助員等の人的支援の拡充、一部教科担任制の導入
- 清掃・給食等を見守り・支援するボランティア制度の検討
- スクールロイヤー制度の検討
- 教員がアクセスしやすいクラウド環境整備等の検討

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施 (P74)

- 教育推進室による教員研修の充実
- 若手教員、臨時的任用教員等に対する、教育アドバイザーの授業観察・支援
- OJTの推進
- 外部研修や模範授業、公開授業への積極的な参加奨励

学校・家庭・地域が目標を共有した学校協力体制の構築 (P76)

- 学校・家庭・地域を巡る様々な課題を踏まえた、学校・保護者・地域の協働による学校運営のあり方の検討
- 地域コーディネーターを中核とした組織的な協働のあり方の検討

学校改築の計画的な推進 (P79)

- 学校施設整備基本計画に基づく、計画的な学校施設の改築



新学校給食桜堤調理場の整備 (P80)

- 新学校給食桜堤調理場の建替による安定的な学校給食の提供
- 地域人材の活用による効果的な調理場の運営
- 地域や家庭における食育推進

編集・発行

令和2年2月 武蔵野市教育委員会教育部教育企画課 0422-60-1894

計画全文はこちらから



武蔵野市学校施設整備基本計画

令和2年3月策定

本市の市立小中学校施設は今後連続して、更新の検討の目安となる築後60年を迎えます。今後は「武蔵野市学校施設整備基本計画」に基づき計画的に更新を進めます。本計画は令和2年度～25年度の24年間を計画期間とし、8年ごとに改定します。

計画の内容

1 学校施設整備にあたっての考え方

- 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設
- 安全でゆとりのある施設
- 地域のつながりを育てる施設
- 学校施設の機能・性能の維持・向上

2 計画・設計の具体的事項

- ゆとりのある普通教室（小学校68㎡前後、中学校76㎡前後）
- 全体の面積は諸室面積基準を元に、児童・生徒数を勘案し算定

3 改築順序とスケジュール

- 建築年数を基本に、必要に応じ劣化状況なども総合的に考慮
- 工事は1年2校

4 事業費（現段階での参考試算）

本計画期間（令和2年度～25年度）で、改築743億円、改修131億円を見込んでいます。

改築までの既存校舎における保全・改修について

1 予防保全

本市は予防保全（劣化の進行を予測したうえで、損傷が深刻化する前に修繕を行う管理手法）の考え方に沿って劣化・改良保全整備を実施しています。

2 保全部位の調査

営繕担当部署が施設ごとに原則毎年すべての保全部位を調査し、その結果をもとに保全を行っています。

3 保全・改修計画との連携

これまで行ってきた劣化・改良保全整備に快適性を高める内装改修や保全部位以外で定期的に更新が必要な部位の改修も含めた『保全・改修計画』を定め、本計画との連携を図ることでより計画的な維持管理を行います。

第1グループの改築年次案

年度	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	2024 (令和6年)	2025 (令和7年)	2026 (令和8年)	2027 (令和9年)	2028 (令和10年)	2029 (令和11年)	2030 (令和12年)	2031 (令和13年)
第五中	基本構想・基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	仮設共用	仮設共用					
第五小			基本構想・基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事					
第一中	基本構想・基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	仮設共用	仮設共用					
井之頭小			基本構想・基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事					
第六中					基本構想・基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事			
第二中						基本構想・基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事		
第二小							基本構想・基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	
境南小								基本構想・基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事

今後の
取組

令和2年度から第一中学校、第五中学校の改築に着手します。

学校、保護者、関係者、地域住民、教育委員会等による改築懇談会（仮称）を学校ごとに設置し、基本構想・基本計画を策定します。策定にあたっては、アンケート、説明会、ワークショップなど、地域住民が話し合える場の設置も検討します。

改築順の考え方

改築順グループ判断基準

施設の建築年数を基本に、必要に応じて施設の劣化状況なども総合的に考慮し決定

- ①最も古い校舎棟が築50年超で、次の計画改定までに築後60年超となる。
- ②劣化状況調査結果で改築を検討すべき項目がある。

該当

非該当

第1グループ

第二小学校 ① 第五小学校 ①
境南小学校 ② 井之頭小学校 ②
第一中学校 ① 第二中学校 ①
第五中学校 ① 第六中学校 ②

同一中学校区内の小学校と中学校では
中学校を先に改築する
同一中学校区内で仮設校舎を共有せざるを得ない場合、連続して事業を行う

第2グループ

第一小学校 第三小学校
第四小学校 大野田小学校（体育館）
本宿小学校 関前南小学校
桜野小学校 第三中学校
第四中学校

計画改定時に改築順序を決定する



学校施設整備基本計画の
全文はこちらから

問合せ 教育企画課 財務係 TEL (60) 1972

● 施策概要

基本方針 ① 「学びをえらぶ・はじめる」の支援

あらゆる市民が気軽に学びはじめるように、多様なライフステージやライフスタイル、あるいは学びの障壁等を考慮しながら、それぞれに合った学びをサポートします。

1-1 市民ニーズや社会の要請に応じたテーマ設定

市民アンケート等により情報収集を行うとともに、社会環境の変化を見据えながら、市民ニーズや社会の要請に応じたテーマを見極めていきます。

◆新しいテーマの学びの機会の提供、テーマ選定の調整、分野を融合する視点での事業の推進

1-2 学びのきっかけづくり・学びの障壁の除去

学びのきっかけづくりと学びの障壁の除去を柱として、あらゆる人が学びやすい環境づくりを推進します。

◆「ラーニング・フォー・オール」の推進、「学び方」を学ぶ事業の推進、ICTの活用による情報・機会の提供の検討、既存事業の出前講座の検討

1-3 ライフステージ、ライフスタイルに応じた学びの機会の提供

従来の生き方に対してだけでなく、多様な生き方に対して柔軟に学びの機会を提供していきます。

◆リカレント教育における行政の役割の検討、子育てと仕事をつなぐ学びの機会の提供、高齢者のニーズの多様化に伴う事業の再編の検討、ICTの活用による情報・機会の提供の検討

基本方針 ③ 「学びをおくる」の支援

市民自らが、これまで培ってきた地域・コミュニティのつながりを生かしながら、地域課題を見据え、生涯学習のアプローチから自分の住むまちをよりよくしていく、つくっていくことができる仕組みを整えます。

3-1 学びの成果の活用と継承

人々が学んだことを地域で生かす仕組みを整えるとともに、学びの成果の次世代への継承を意識した事業を推進します。

◆学んだ人がこれから学ぶ人のサポートをする仕組みの検討、将来の地域の担い手の育成、未来につながる学びの機会の提供

3-2 市民活動と生涯学習の連携

市民活動の拠点を活用しながら、様々な市民活動と生涯学習の橋渡しをし、「学びおくり」の基礎を作っていきます。

◆生涯学習に関する団体相互の連携促進、武蔵野プレイスにおける機能連携の強化

3-3 市の各種事業の「生涯学習化」

市が所管するあらゆる領域の事業に生涯学習の視点を持ち、学びによる地域課題の解決を目指します。

◆市の各施策と生涯学習分野の連携、地域コーディネーターの活用や「社会に開かれた教育課程」の推進、学びの成果の発表・発信の支援

基本方針 ② 「学びをひろげる・つなげる」の支援

学んだことを自分のさらなる学びに広げていくこと、学びを他者と共有することによって学びを深めること、学びをツールとして他者とのコミュニケーションにつなげることをサポートします。

2-1 学びを深めるための機会の提供

取り組みやすい学びはじめの機会を提供することと同様に、既に学んだことをさらに深めるための機会を提供していきます。

◆大学との連携による学びを深めるための機会の提供、既存事業における「ステップアップ講座」の検討、学校外で子どもたちが学びを深められる事業の推進

2-2 生涯学習に関する団体活動の支援

既存団体・新規団体を問わず、生涯学習に関する団体活動の支援を推進します。

◆社会教育関係団体の支援のあり方の検討、生涯学習に関する補助金制度の改善の検討

2-3 発表や交流の促進

学びの成果を発表し、また学びをベースにして交流する機会を充実させていきます。

◆生涯学習に関する団体相互の連携促進、学びの成果の発表・発信の支援、文化施設に関する検討

基本方針 ④ 「学びの土台」の整備

生涯学習に関する施設の整備や実施体制の推進、情報提供の充実、多様な主体との連携を、「学びの土台」の整備として進めていきます。

4-1 施設の整備

既存施設の必要な維持管理、改築等を行いながら、引き続きこれを有効に活用して生涯学習施策を展開していきます。

◆武蔵野市生涯学習施設整備計画の推進、環境啓発施設「むさしのエコレゾート」における生涯学習のあり方の検討

4-2 実施体制の推進

多様な市民ニーズや社会的要請に応えるため、生涯学習事業を、組織の垣根を越えて総合的・計画的な体制をもって実施します。

◆関連財政援助出資団体の統合の支援、武蔵野市図書館基本計画と武蔵野市スポーツ振興計画の推進、武蔵野市文化振興基本方針の推進、武蔵野市学校教育計画の推進

4-3 情報提供の充実

市民が自分に合った学びの機会を見つけられるよう、わかりやすい情報提供を推進します。

◆ICTの活用による情報・機会の提供の検討、「大人のための生涯学習ガイド」、「小・中学生の講座まるごとナビ」の充実

4-4 多様な主体との連携

行政以外の主体の活力を取り入れ、近隣市との関係のあり方についても検討しながら、多様な主体との連携を推進します。

◆大学との連携による学びを深める機会の提供、社会教育関係団体の支援のあり方の検討、生涯学習に関する補助金制度の改善、地域コーディネーターの活用や「社会に開かれた教育課程」の推進、民間企業・NPOとの連携方法の検討

第二期武蔵野市生涯学習計画 令和2年4月

発行 武蔵野市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
電話 (0442)60-1902 FAX (0422)51-9269

Lifelong

第二期武蔵野市生涯学習計画 概要版

Learning

生涯学習事業を推進するにあたり市が担う役割は、学びを通じて個人の人生の豊かさを向上させるとともに、学びにより個人と社会を結びつけて地域・コミュニティをよりよくすることです。第二期武蔵野市生涯学習計画は、その役割を果たす事業を展開するため、市の実施する生涯学習事業を体系化し、総合的・計画的・効果的に推進するための計画です。

第1章 計画の基本的事項

生涯学習とは

生涯学習(lifelong learning)とは、「人が生涯を通じて行う、あらゆる種類の学習」のことです。つまり、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代の人が、家庭、学校、職場、地域といった様々な場所、タイミングで、幅広い領域の内容について学ぶことを意味しています。

生涯学習の重要性

① 学ぶ人の人生を豊かにすること ② 社会全体を豊かにすること

学ぶ人の人生が豊かになれば、ひいては社会の豊かさにもつながっていきます。学ぶ人の知識、技能の向上が社会、経済の発展に寄与することはもちろん、他者との対話的な学びは、人々が相互に認め合うことを促し、それぞれの自己肯定感を育み、社会に信頼関係や新しい価値をつくりださうるものです。

そして、社会の豊かさは人が学ぶための基盤を整備することとつながっています。各個人が学びやすくなり、学ぶ人の人生を豊かにし、それがまた、社会の豊かさにつながっていきます。

計画が取り扱う生涯学習の範囲

- 自己学習、偶発的学習
- 社会教育における学習
- 家庭教育における学習
- 学校教育における学習

本計画が対象とする事業は、市が実施する事業、市が他の主体を支援する事業、市と他の主体が連携して実施する事業です。

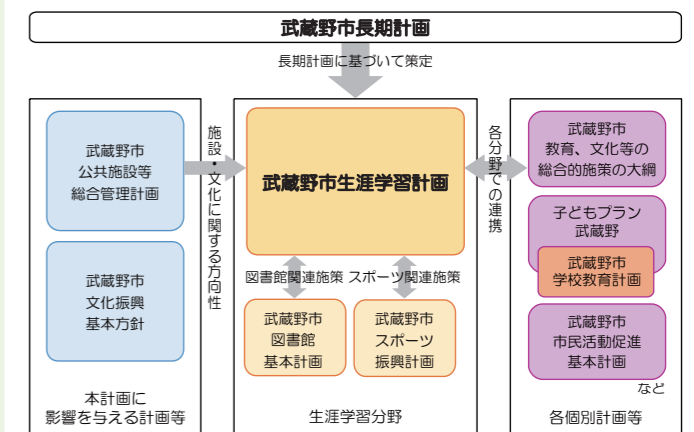
学校教育についての詳細は、武蔵野市学校教育計画に委ねることとします。

計画の期間 計画の進行管理

計画の期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とし、必要に応じて計画期間中に見直しをします。

計画期間の4年目、9年目にそれぞれ市民向けアンケート調査等を実施し、その調査結果は計画の進捗度を測るための指標の一つとして活用します。

計画の位置付け



第2章 武蔵野市の生涯学習の現状と特色・課題

市民の学びの意欲が高いこと

市民向けアンケートでは、学びに関心のある市民は93.9%、過去1年で学んだことのある人は69.4%、これから学び続けたい人は88.5%となっており、市民の学びの意欲の高さがわかります。したがって、市は市民の学びの意欲がこれからも引き出されるよう、自発的な学習機会を創出していく必要があります。

多様な事業主体と連携できる環境があること

市内及び近隣には5つの大学があり、専門性の高い教育を提供しています。また、生涯学習に関する市民団体の活動や民間事業者の商業活動も盛んです。多様化するニーズに応え、また行政以外の主体の活力を取り入れる観点から、今後は連携をより強化していく必要があります。

幅広いテーマの学びの機会が提供されていること

市だけでなく、市民団体、大学、民間事業者等により、幅広いテーマの学びの機会が提供されています。今後は、社会環境の変化や多様化するニーズの中で、市民の関心と社会の要請に即したテーマを見極めることがますます重要となります。また、生涯学習に関する情報収集・提供や実施体制のわかりやすさも重要な課題です。

学ぶに当たり配慮が必要な人がいること

本市に限ったことではありませんが、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者、外国人といった人々は、学ぶに当たり特別なプログラムやサポートを要する場合があります。したがって、市は共生社会の実現を念頭に、全ての市民がそれぞれの事情に合った学びを主体的に行えるよう、必要な環境づくりを整備していく必要があります。

社会環境の変化の中を豊かに生きていくための学びが求められていること

技術革新や、グローバル化の進展といった社会環境の激しい変化の中を豊かに生きていくためには、新しい時代にふさわしい学びが必要となります。市は新しい学びに関する考え方を取り入れながら、実社会で生きていくための力を育む機会を提供する必要があります。

市民団体が主体的に活動していること

社会教育関係団体だけでなく、それ以外の市民団体も主体的に活動しています。団体活動は、団体のメンバー自身はもちろん、それ以外の人の学びの機会であり、まさに市民の主体的な生涯学習の中核を担っていると言えます。したがって、市は既存団体・新規団体を問わず、団体活動を支援していく必要があります。

生涯学習に関連する市の施設が充実していること

市全域に生涯学習に関連する市の施設があります。また市立小・中学校やコミュニティセンターといった施設でも、市民が主体的に学んでおり、生涯学習に関連する施設は充実していると言えます。今後は、引き続きこれら施設のそれぞれの役割を明確にしなが、一層有効に活用していく必要があります。

気軽さと身近さが求められていること

調査によると、時間がないこと、場所が遠いこと等が学びの障壁になっていることから、あらゆる人にとっての「気軽さ」と「身近さ」が求められていると言えます。したがって、市はICTの活用等により、学びに際する時間的制約や地理的制約をできる限り排除しながら学びの機会を提供していく必要があります。

「人生100年時代」に対応した学びが求められていること

本市では今後、一層の高齢化が見込まれています。そのような中で、健康長寿を背景とする「人生100年時代」の到来は、高齢者に限らず人の生き方がますます多様化していくことを示唆しています。したがって、市はライフステージやライフスタイルの多様性を認識し、それぞれに合った学びを提供する必要があります。

個人と地域をつなぐ視点が必要であること

「自分の住むまちをよりよくする」という点において個人のための学びと地域・コミュニティのための学びは密接に関連していると言えます。したがって、今後は両者を関連して位置付けながら、自分の生活のための学びが地域やコミュニティのための学びにつながるような仕組みを整えることが必要です。

第3章 武蔵野市の生涯学習施策がめざすもの

基本理念

学びおくりあい、わたしたちがつくるまち

「学びおくり」とは、学んだことを他者、地域、コミュニティ、社会、あるいは次の世代へ「おくる」という意味の本計画の造語です。この「学びおくり」を通じて、市民が自分たちのまちを自分たちでつくることを「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」という言葉で表現し、これを本計画の基本理念とします。

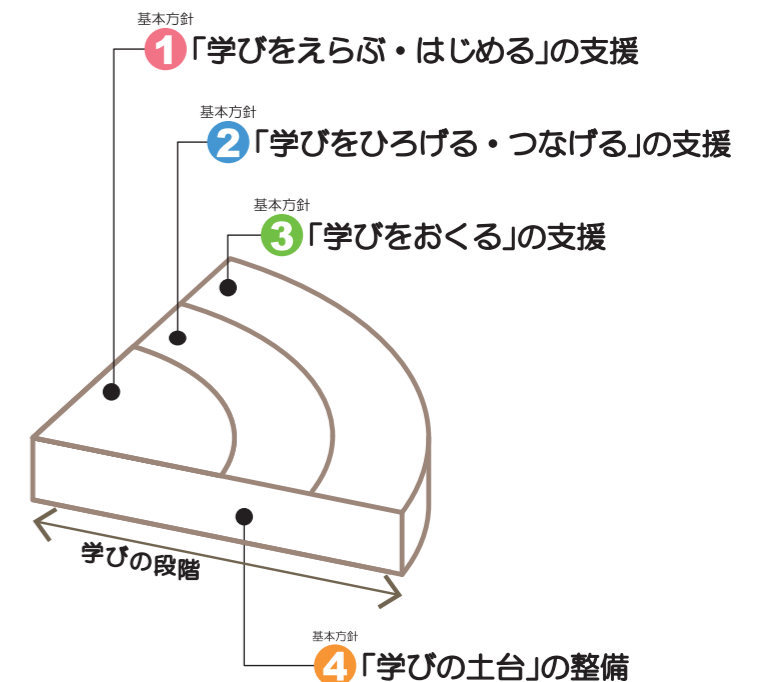
個人が豊かな人生のために自ら学び続けていくことの重要性は増していきませんが、あわせて重要なのは、個人の学びと他者や地域、コミュニティ、社会の関係ではないでしょうか。人々が他者との対話的な学びを重ねていくことは、自分の学びを深めるとともに、自分と他者が相互に認め合うことを促し、それぞれの自己肯定感を育み、社会に信頼関係や新しい価値をつくりだします。ともすれば激しい社会環境の変化を背景に利己主義が加速しがちな時代だからこそ、このように社会をよりよくしようとする視点がますます重要です。さらに言えば、この視点こそ、まさに人々の自立を促し、生涯を通じて自ら学んでいくための土壌にもなりえます。

本計画は、この対話的な学びの中核をなすものとして「学びおくり」を位置付けます。「学びおくり」とは、学んだことを他者、地域、コミュニティ、社会、あるいは次の世代へ「おくる」(送る・贈る)ことを意味し、「恩送り」(恩を受けた人ではなく、それ以外の人へ送ること)という言葉から着想した本計画の造語です。個人の学びが、自然に、かつ自発的に他者や社会とつながっていくさまを表現しています。この「学びおくり」こそ、個人の学びとよりよい社会の関係において、軸となるものだと考えます。

そこで、本計画では、基本理念として「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」を掲げます。市民が自分の人生を豊かにするために学び、さらに「学びおくりあう」ことにより自分の住むまちを自分たちでつくり、そのことがさらに自分の人生や学びの環境を豊かにしていく、というまちの姿を理想としています。そして、このことを通じて、ひいては蔓延する閉塞感を取り払い、全ての人が将来に希望を抱くことができる社会を目指します。このために、市は、市民が自ら学び、積極的に「学びおくり」を行うための環境づくりを推進します。

施策体系

基本理念の実現のために、「『学びをえらぶ・はじめる』の支援」、「『学びをひろげる・つなげる』の支援」、「『学びをおくる』の支援」、「『学びの土台』の整備」の4つの柱を基本方針に設定しました。基本方針1、2、3は学びの段階に着目し、大きな目的として「学びおくり」につながっていくイメージです。また、基本方針4は、基本方針1～3における市民の主体的な学びを支える「学びの土台」として、施設整備や実施体制等について記述しています。



武蔵野市スポーツ振興計画

～ おしゃれにスポーツ！人も地域も元気に！！ ～

平成 21 年 4 月 武蔵野市教育委員会

スポーツ振興計画の策定趣旨

1 目的

多様な市民がのびのびと自由に身体を動かし、様々なスポーツに取り組める場や機会を整えていくことで生涯スポーツ社会を目指し、本市におけるスポーツ施策を総合的に推進する指針として『武蔵野市スポーツ振興計画』を策定します。

2 計画期間

計画の期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間です。

東京国体の実施される平成 25 年度までの 5 年間の前期、平成 26 年度から 30 年度までを後期とし、進捗状況や社会情勢の変化等も踏まえ、中間期に見直しを行うことで本計画の充実を図っていきます。

3 スポーツ振興計画とは

この計画は、『スポーツ振興法』（昭和 36 年 9 月）及び『スポーツ振興基本計画』（平成 18 年 9 月改定／文部科学省）を踏まえ、東京都の『東京都スポーツ振興基本計画』（平成 20 年 7 月策定）を参考にするとともに、本市の上位計画である長期計画・調整計画や、その他の個別計画等におけるスポーツに関連する施策を踏まえた計画として、スポーツ振興を推進するために策定するものです。

第 1 章 スポーツ振興における現状と課題

1 スポーツを楽しむ機会の充実

潜在的にスポーツやレクリエーションに関心や興味を持ち、身体を動かしたいと思っている人に対し、様々な形で実践できる機会や情報提供の充実について具体策の検討が必要です。

2 年代に応じたスポーツのニーズ

年代に応じて異なるニーズや置かれている状況を踏まえたきめ細かな施策の展開が必要です。

3 気軽にスポーツが続けられる機会

まとまった時間のとりづらい人にとって、少しの時間で気負わずに身体を動かすことができるきっかけづくりが必要です。また、一時期スポーツをしていた人や、ステップアップしたい人にとっては、初心者向けのプログラムでは物足りず、スポーツを生涯にわたって続けていけるような取組が必要です。

4 スポーツをする場所や施設

既存の施設や場について、武蔵野市の現状をスポーツの観点から整理し、有効活用を図ることが必要です。

5 様々な形でスポーツにかかわる人

スポーツ振興に向けた人的資源について、武蔵野市の現状をスポーツの観点から整理し、「育成」という点も踏まえて人材を活用していくことが必要です。

6 スポーツが地域社会に果たす役割

スポーツをすることにより、健康や体力の増進に加え、スポーツそのものがもつ本来の魅力である充実感や達成感などを一人ひとりが実感できるよう伝えていく必要があります。

その成果として、スポーツを通じて人が元気になり、地域での交流が盛んになるなど、地域社会の活性化にも結びついていきます。

7 情報の充実

市報以外の情報伝達の充実とともに、誰にでも伝わりやすいよう情報提供の方法について検討する必要があります。

第2章 武蔵野市におけるスポーツのあり方

1 スポーツの定義

市民がスポーツをより身近なものと感じることができ、気軽に楽しむことができるよう、『スポーツ振興法』や『東京都スポーツ振興基本計画』における「スポーツ」の定義も踏まえ、本計画では、スポーツの概念を幅広くとらえます。

具体的には、勝敗や記録を競う競技スポーツのみならず、ウォーキングや体操など健康づくりのためのスポーツ、介護予防等のためのトレーニング、自然に親しむ野外活動、子どもどうしや親子での遊びなど身体を動かすことなども含めてスポーツとしてとらえます。

また、スポーツ観戦や応援とともに、テレビやビデオを見ながら体操したり、家庭用ゲーム機を使ってゲーム感覚で身体を動かすeスポーツなども含めて、スポーツとして広くとらえます。

2 武蔵野らしさを踏まえた計画策定

スポーツ振興計画を策定するにあたり、「武蔵野らしさ」について、武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会でのワークショップや関係団体のヒアリング等での意見を整理すると、右図のとおりです。こうした内容を踏まえ、武蔵野市らしいスポーツ振興計画を定めました。

3 基本理念

スポーツ振興を図るうえで大切なことは、スポーツによって得られる爽快感、充実感、達成感などスポーツ本来の魅力を市民一人ひとりが実感でき、それが広がっていくことです。

そのために、個人の健康の維持・増進のみならず、武蔵野市民らしい豊かな生活やスポーツを通じた地域づくりについても積極的にとらえ、以下の2つの視点からスポーツ振興を図ります。

(1) 「人」の視点

スポーツが有する様々な魅力を大切にし、スポーツを楽しむことを通じて、市民がさらに元気になるとともに、市民一人ひとりの充実したライフスタイルの構築を目指します。

(2) 「地域」の視点

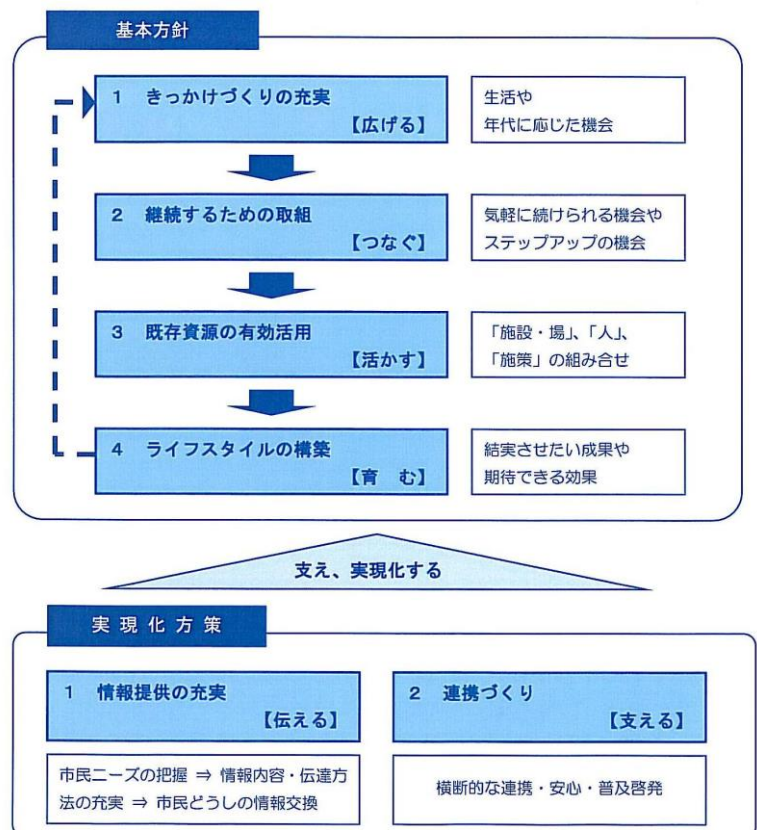
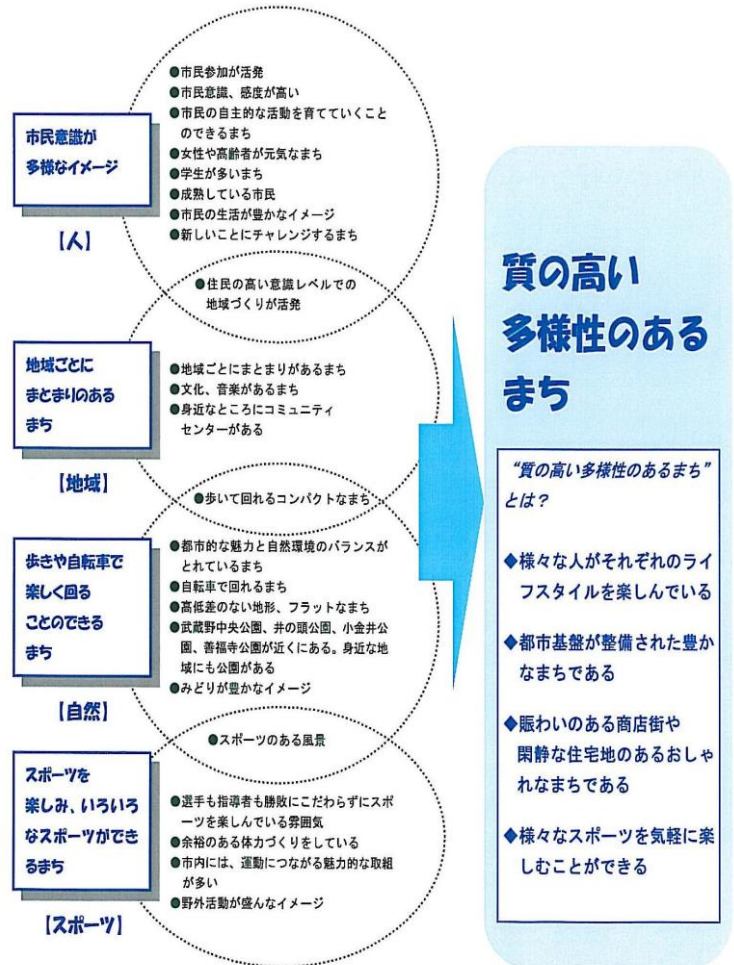
スポーツを通じた感動の共有や支え合いによって、人と人との絆が深まり仲間づくりへとつながり、地域づくりへと波及し、地域が元気になっていくことを目指します。

4 施策の体系

施策の基本的な考え方

本計画での施策の体系は、右図のような構造になっています。4つの「基本方針」は、“きっかけ”から始まり“成果”につながっていく一つの流れとして体系を段階的に構成しています。

さらに、それぞれの「基本方針」ごとに「施策の考え方」に基づいて「基本施策」を分類・整理し、基本方針を含めて3層で構成しています。「基本方針」を支え、実現化するために、4つの基本方針を貫くものとして、以下の2つを実現化方策とします。



第3章 基本方針

基本方針に基づき、施策の考え方ごとに基本施策を定め、それぞれの基本施策に対応する事業を紹介しています。現在、市の様々な部課で実施している施策のうち、スポーツ振興という観点からスポーツに関連する事業を取り上げ、整理したうえで、施策の展開を図ります。

1 きっかけづくりの充実【広げる】

全ての市民がライフスタイルやライフステージに応じて、様々な形でスポーツに親しめる機会の充実を図ることが必要です。

2 継続するための取組【つなぐ】

継続したスポーツ活動につながるように、気軽にできるスポーツを普及促進します。

また、達成感や充実感などを通じて、楽しみながらステップアップしていく機会の創出を図ります。

3 既存資源の有効活用【活かす】

市内にあるスポーツが可能な施設・場〔モノ〕の活用、市内の様々な人〔ヒト〕の活用、市の多様な分野にまたがる既存の施策〔コト〕の活用といった3つの視点から既存資源の有効活用を図ります。

こうした様々な既存資源の有効活用を図るとともに、機能を連携させることによって、“総合型地域スポーツクラブ”が理念として掲げる役割を担うことができると考えます。

4 ライフスタイルの構築【育む】

基本方針1から3により実現する成果として、市民一人ひとりの健やかな成長と地域の活性化に結びつけていきたいと考えます。

これらを通じて、日常生活のなかでスポーツを身近に行えるようなライフスタイルの構築へとつなげていきます。

第4章 実現化方策

『スポーツ振興計画』での施策を実現していくためには、市と市民、事業者等がそれぞれの役割を担い、協働して取り組む必要があります。

市民協働を進めるにあたっては、市民の自主性を重んじ、市民が本来有する力を発揮できるよう、市民の自律性を高めていくことが必要です。そうした市民の自主的な取組のきっかけをつくり、武蔵野市らしいスポーツ振興に向けて、市民の取組を適切につなぐ役割などが求められていると考えます。

こうした点を踏まえ、4つの基本方針を支えるとともに、施策の実現を図っていく際に個々の施策を貫く共通する施策として、以下の実現化方策を定めます。

1 情報提供の充実【伝える】

スポーツ振興を図っていくためには、社会やライフスタイルの変化等に応じたスポーツに関する市民ニーズをとらえ、適切に対応した情報提供の充実を図ることが必要です。

そのために、スポーツの魅力を高める観点も踏まえて、提供する情報の内容だけでなく、情報の提供の仕方についても改善していきます。

2 連携づくり【支える】

基本方針に基づく施策の展開を図るためには、市と市民、事業者等による協働や関係機関も含めた連携づくりを進めていく必要があります。

市が全て提供し、市民はそれを受け取るだけ、といった関係から、市民協働の考え方のもと、市と市民が双方向的に協力し合い、より質の高い施策の実現を図っていくことが求められていると考えます。

その際、誰もが安心してスポーツを楽しむことができることを目指し、連携を図っていきます。

施策の体系

※★：重点施策

基本方針	施策の考え方	基本施策
1 きっかけづくりの充実 【広げる】 P.25~P.41	(1)生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の創出	①観るスポーツ・アスリートにふれる機会の拡充 ②スポーツのある風景づくり ③家族・親子で楽しめるスポーツの促進 ④誰もが楽しめる機会の充実 ★1
	(2)ライフステージに応じたスポーツライフの形成	①子どもが楽しめるプログラム等の充実 ★2 ②若者から社会人向けのプログラム等の拡充 ③中高年向けのプログラム等の充実 ④高齢者向けのプログラム等の充実
2 継続するための取組 【つなぐ】 P.42~P.48	(1)気軽にできるスポーツの普及促進	①一人でもできるスポーツの促進 ②自宅のできるスポーツの促進 ★3
	(2)ステップアップできる機会の創出	①ステップアップするためのプログラム ②一人多種目スポーツの推進
3 既存資源の有効活用 【活かす】 P.49~P.57	(1)既存の施設や場の活用	①身近な公園などの活用 ★4 ②スポーツ関連施設の活用 ③地域の学校・民間企業等と連携
	(2)人的資源の活用	①教えることから始めるスポーツの促進 ②地域におけるスポーツの担い手づくりの充実 ★5 ③スポーツ功労者の表彰制度の創設
	(3)現行プログラムを活かした工夫	①スポーツ振興の視点からの把握と整理 ②様々な分野を組み合わせた機会等の充実 ★6
4 ライフスタイルの構築 【育む】 P.58~P.64	(1)スポーツを通じた健やかな成長	①スポーツのもつ魅力の発見 ★7 ②スポーツを通じた社会性の形成 ③仲間づくりの促進
	(2)スポーツによる地域の活性化	①スポーツによる地域の魅力づくり ②地域とのつながり・一体感の形成 ★8 ③安全・安心で元気な地域づくり
※基本方針を支える実現化方策		
実現化方策		
1 情報提供の充実 【伝える】 P.67~P.72	(1)市民ニーズの的確な把握・整理	①市民ニーズの把握 ②市民が有するスポーツ情報の収集・整理
	(2)スポーツの魅力伝える情報提供	①市民ニーズに応じた情報の整理・発信 ②誰にでも分かりやすい情報提供 ★9 ③市民どうしでの情報交換の仕組みづくり
2 連携づくり 【支える】 P.73~P.79	(1)横断的な連携	①市民による自主的な取組の促進 ②市役所内のネットワークづくり ③市、振興事業団、体協、関係機関等の連携 ★10
	(2)安心してスポーツを楽しむための支援	①スポーツ教室・人材の派遣制度の充実 ②スポーツ障害の予防・安全対策 ③スポーツ施設の適切な管理・運営

【スポーツ振興計画に関するお問い合わせ先】

武蔵野市教育委員会 教育部 生涯学習スポーツ課 スポーツ振興係

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28 電話：0422-60-1903（直通）

F A X：0422-51-9269（直通）

e-mail：sec-syougaku@city.musashino.lg.jp

武蔵野市スポーツ振興計画一部改定

(1) 改定の目的

平成 27 年 6 月より、平成 32 年開催の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」及び平成 31 年日本開催の「ラグビーワールドカップ 2019」を見据えた教育委員会の取組みを検討し、これを武蔵野市スポーツ振興計画一部改定としてまとめました。

この計画では、平成 32（2020）年以降も見据えた教育委員会の取組みの方向性を示すとともに、その取組みについて記載しています。

(2) 改定後の計画期間

現計画に第 5 章として追加し、一部改定後の計画期間を平成 28 年 4 月から東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の翌年度となる平成 33 年度までとしました。

(3) 検討経過

- ① 検討会議を平成 27 年 6 月 10 日から 12 月 15 日まで 6 回開催
- ② 「武蔵野市スポーツについてのアンケート調査」を平成 27 年 8 月に実施
- ③ 現計画の個別事業についての実績と成果を関係各課への調査を実施し現計画の中間評価を実施
- ④ 平成 27 年 11 月 15 日号市報にて計画案の公表及びパブリックコメントの実施
パブリックコメント実施期間 平成 27 年 11 月 13 日（金）～11 月 30 日（月）
コメント件数 21 件
- ⑤ 武蔵野市スポーツ振興計画（平成 21 年 4 月）策定委員による評価
評価者： 本村清人公益財団法人日本学校体育研究連合会会長（策定委員会委員長）、
河上一雄武蔵野市体育協会会長（策定委員会副委員長）
和田明子武蔵野市スポーツ推進委員協議会会長（策定委員会委員）
- ⑥ 平成 28 年第 2 回教育委員会定例会にて議決

(4) 改定計画に示した主な取組み

- ① スポーツの振興・啓発（体験の充実／観るスポーツの充実・大会誘致 等）
- ② 学校教育との連携（運動習慣の定着と体力向上を目的とした教育活動の充実 等）
- ③ 生涯学習事業との連携（スポーツの魅力を伝える生涯学習プログラムの提供）
- ④ 障害者スポーツの推進（障害者がスポーツを楽しめる機会の充実 等）
- ⑤ 体育施設の改修・整備（総合体育館、陸上競技場の改修 等）
- ⑥ 他部門との連携（文化施策との連動、ホストタウンの取組み 等）

(5) 改定時期

平成 28 年 4 月 1 日

第2期 武蔵野市図書館基本計画

概要版

発行 武蔵野市教育委員会

計画の位置づけ

計画策定の背景

武蔵野市立図書館では3館構想を掲げて整備を進め、平成7（1995）年に中央図書館の移転、平成23（2011）年に武蔵野プレイスの開業、平成30（2018）年に吉祥寺図書館のリニューアルを行ってきました。

整備が進む一方、インターネットの普及や生涯学習活動の活発化、さらには地域や住民による地域課題解決への

支援の必要性の高まりなど、図書館をめぐる環境は大きく変化してきています。

上記の状況、および、平成22（2010）年に策定された第1期図書館基本計画が平成31（2019）年に計画期間を終了することから、武蔵野市立図書館が今後進むべき姿を描くと同時に、3館の適切な役割分担、その実現のために必要な施策を網羅的・体系的に整理するため、第2期図書館基本計画を策定することとしました。

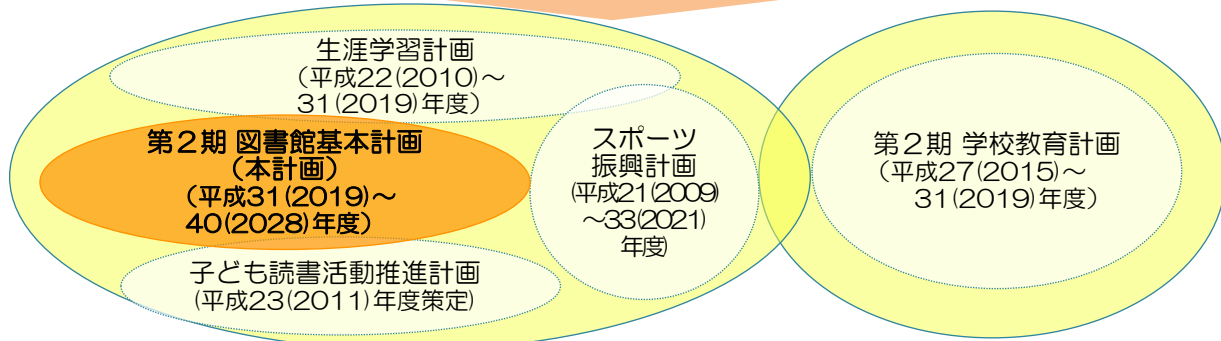
計画の位置づけと計画期間

本計画は、長期計画（現行の第五期基本計画・調整計画の計画期間は平成28（2016）～32（2020）年度）を踏まえ、教育・文化行政推進のための基本計画と

して策定されている生涯学習計画（現行計画期間は平成22（2010）～31（2019）年度）の図書館部分について整理した個別計画として位置づけられるものです。

第五期長期計画・調整計画（平成28(2016)～32(2020)年度）、第六期長期計画（平成32(2020)～41(2029)年度）

- ・公共施設等総合管理計画（平成28（2016）～37（2025）年度）
- ・東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野市の取組み方針



計画期間	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度	平成36 (2024) 年度	平成37 (2025) 年度	平成38 (2026) 年度	平成39 (2027) 年度	平成40 (2028) 年度	平成41 (2029) 年度
長期計画	第五期長期計画・調整計画			第六期長期計画								
生涯学習計画	第1期計画		第2期生涯学習計画									
図書館基本計画	第1期計画	第2期図書館基本計画										

計画の構成

本計画は、第1章で計画の位置づけについて整理した後、第2章で武蔵野市立図書館を取り巻く現状と課題について整理し、それを受けて、第3章でこれからの10年における武蔵野市立図書館の理念・方向性とそれを実現する施策について記載しています。

本概要版は第3章を中心に取りまとめています。

第1章 計画の位置づけ	本計画策定の背景、位置付け、期間等を記載
第2章 武蔵野市立図書館を巡る現状	全国の図書館の動向、武蔵野市の現状、市立図書館の現状から課題を抽出
第3章 基本理念と施策体系	武蔵野市立図書館が目指す理念とその実現のための施策を記載



図書館基本計画の全体像

第1期図書館基本計画の後、インターネットの普及、地域の課題解決における図書館の役割の拡大など、図書館を巡る環境は大きく変化しました。また、武蔵野市に限って見ても、全国的にみて非常に活発な図書館サービスを提供し続けている一方で、市外利用者が想定を上回り市民利用を圧迫しつつあること、資料の収蔵スペースの余剰が少なくなり、今後の資料収集への影響を考える必要が出てきて

いることなど、新しい課題が出てきています。

本計画では、上記を踏まえ、図書館の原点に立ち戻って「図書館の力」を一層高めていくこと、それを地域に活かしていくことで環境変化への対応をしていくことを基本の理念および方針とし、重点的な取組と、具体的な実施計画を立案しています。

基本理念

ひととまちを「知」で支える

図書館の責務である「知る自由の保障」を原点におき、すべての市民にとっての知の面でのセーフティネットを目指します。

読書ならではの楽しさや喜びを提供し、武蔵野市民が知りたいこと・考えたいこと・解決したいことを「知」の側面から支えていくために、図書館の力を高め、市民と地域の生き生きとした活動に貢献していきます。

図書館の力を高める

(1) すべての人が「読む」楽しみを実感できる図書館

- ・インターネット時代にも変わらない読書の楽しみ、図書だからこそ得られる感動の体験を拡げていきます。
- ・子どもや青少年、来館困難な市民や障害のある市民にも目を配り、読書への意欲に寄り添った支援をしていきます。

(2) すべての人が「知る」楽しみを実感できる図書館

- ・「知る」楽しみ、体系的に調べ考えることにより得られる「知」の価値や楽しさを、市民に拡げていきます。
- ・レファレンスの高度化を実施します。

(3) 「デジタルの力」を取り入れ、活かす図書館

- ・ICT技術を活用し、デジタル時代に相応しい新サービスの導入や既存サービスの高度化を図っていきます。

図書館の力を地域に活かす

(1) 地域住民の課題解決を支援する図書館

- ・地域の課題解決に取り組んでいる行政の部署、専門機関、民間団体、市民団体、NPO団体などの協力・連携・協働を強化し、市民の課題解決を支援します。

(2) 人々の交流と文化創造を支援する図書館

- ・3館それぞれの特性を生かしながら、青少年活動や市民活動、学校教育など、各種の機能と効果的に連携して、市民交流や地域文化の創造を支援します。

基本方針

↓ 基本方針実現のために、本計画期間において特に取り組む重要な項目 ↓

重点取組

- ・すべての人への適切な読書環境と読書支援の実施
- ・レファレンスの強化と普及
- ・蔵書方針の見直し
(複本冊数の抑制・3館の地域特性を活かした選書)
- ・情報発信力の強化
- ・専門人材の育成・強化

- ・地域課題解決支援の強化
(他部署や他機関、学校などの教育機関、地域の団体や企業などとの連携や協働の推進)
- ・市民への適切なサービス提供
(市外登録者のサービス内容の見直し)
- ・中央図書館の役割の明確化と運営形態の検討



実施計画の体系

前述の理念・方針・重点的な取組を踏まえ、下記の実施計画を策定しています。

図書館運営に関する項目

(1) 図書館施設・機能の充実

- ① 図書館機能の充実（配本サービス、団体貸出、公共施設での窓口開設）
- ② 既存施設の整備・改修（計画修繕・改修、中央図書館リニューアル検討、館内環境整備）
- ③ 図書館情報システムの改良（情報発信力の向上、省力化・サービス向上）

(2) 安心して利用できる図書館環境の構築

- ① 利用者の安全性を高める設備・サービスの充実（防犯カメラ、安全維持、防火・防災）
- ② 個人情報とプライバシーの保護
- ③ 危機管理体制の構築（マニュアルの改善・更新、危機管理研修・訓練）

(3) 質の高いサービスを支える体制整備

- ① 職員の人材育成（計画・継続的な育成、視察・外部研修、政策立案・形成人材の育成）
- ② 施設の管理運営形態（中央図書館の運営形態、開館日・開館時間の検討）
- ③ 図書館運営評価の実施（内部評価・目標設定に基づく事業執行、図書館運営委員会）
- ④ 開かれた図書館運営

図書館サービスに関する項目

(1) 地域の情報拠点としての情報の蓄積

- ① 一般図書（地域特性等を生かした選書、除籍基準見直し、DB強化、電子図書研究）
- ② 逐次刊行物（新聞・雑誌等）
- ③ 視聴覚資料（CD・DVD等）
- ④ 児童・ヤングアダルト（青少年）資料
- ⑤ 郷土・行政資料（ふるさと歴史館との分担での収集、地域課題解決支援など）
- ⑥ 利用困難者サービス資料（録音・点訳・大活字本等）

(2) 市民や関係機関と連携したサービスの充実

- ① 市民との協働
- ② 他の図書館施設、行政部局との連携・協力（大学図書館・専門図書館、庁内サービス等）
- ③ 学校との連携・協力

(3) 図書館の活用と情報収集の支援

- ① 貸出・閲覧サービス（市民への適切なサービス水準の確保）
- ② 本に親しめる環境の整備（情報提供、子ども読書活動推進計画、各種読書支援活動など）
- ③ 市民の生涯学習や市民活動の支援の充実

(4) 市民の学びと課題解決の支援

- ① レファレンスサービスの強化・普及（「知る楽しみ」の普及活動など）
- ② 「知る楽しみ」を拡大する情報の収集、提供、発信（インターネット利用環境の充実など）
- ③ 課題解決の支援（行政他部署・大学・地域団体との連携、図書館による課題発掘など）

各図書館の役割分担

各圏域における図書館サービスの分担

武蔵野プレイス → 武蔵境圏＋青少年活動／市民活動／生涯学習

吉祥寺図書館 → 吉祥寺圏＋吉祥寺地域密着情報の収集

武蔵野プレイス

多世代の交流情報拠点

- ▶ 青少年活動支援、市民活動支援、生涯学習支援との複合機能施設
- ▶ 新たな「若者の居場所」
- ▶ 武蔵境の新たな賑わい拠点

吉祥寺図書館

吉祥寺の駅前情報拠点

- ▶ 吉祥寺の来街者を含む幅広い層に対応
- ▶ 吉祥寺の地域密着情報の提供や発信を通じて、まちの文化振興、地元産業支援を実現

統括・支援

中央図書館

武蔵野市の「知」を支える政策立案拠点

地域館機能 → 市中央圏＋学校支援、福祉分野などでの地域課題解決支援

中央館機能 → 司令塔＋サービス基盤提供＋専門機関連携

- ▶ 市中央圏の図書館であるとともに、施設を舞台としない**3館共通の事業を展開**（図書館行政、資料収蔵、図書館情報システム構築、学校支援、読書の動機づけ、来館・利用困難者向け事業等）
- ▶ 今後は上記実績に加えて下記の役割を強化し、**中央館としての役割を拡大**させる

- ① **図書館行政企画・立案の拠点**として機能
- ② 資料収蔵、図書館情報システム構築・提供、人材育成など、**3館の運営・サービス基盤を整備・提供**
- ③ 大学図書館、専門図書館、専門機関などと**連携し、専門的な「知」へのニーズ**に対応
- ④ 学校教育、福祉領域を中心とした**地域連携、地域課題解決支援**活動を展開

事業の推進体制

事業推進のプロセスと体制は、下記のとおりです。

ステップ1 具体目標・指標の設定

- ▶ 本計画に基づき、具体目標（設定が可能な項目は数値指標）を設定する。
 - ① 重点取組についての目標・指標設定
 - ② 各施策についての目標・指標設定
 - ③ 事業単位での目標・指標設定
 - ④ 目標・指標設定についての図書館運営委員会での確認

ステップ2 事業の実施

ステップ3 事業実施に伴う事務局評価（内部評価）

- ▶ 年度ごとに、具体目標・指標への達成状況を評価する。
 - A 目標を達成している／目標達成に向けて計画的に進行している
 - B 概ね達成している／計画的に進行しているが、一部に遅れや課題がある
 - C 目標達成に対して無視出来ない遅れや課題がある／計画が進行していない

ステップ4 図書館運営委員会評価（外部評価）

- ▶ 年度ごとに、図書館運営委員会において、内部評価を参考に外部視点からの評価を受ける。
 - ① 具体目標・指標の妥当性
 - ② 内部評価の確認と改善方針
- ▶ 事務局は毎年「武蔵野市の図書館」を発行し、詳細な事業報告を情報公開する。これを図書館運営委員会に報告し、同委員会での検討を踏まえ、外部評価の一つとする。

ステップ5 内部評価・外部評価に基づく改善

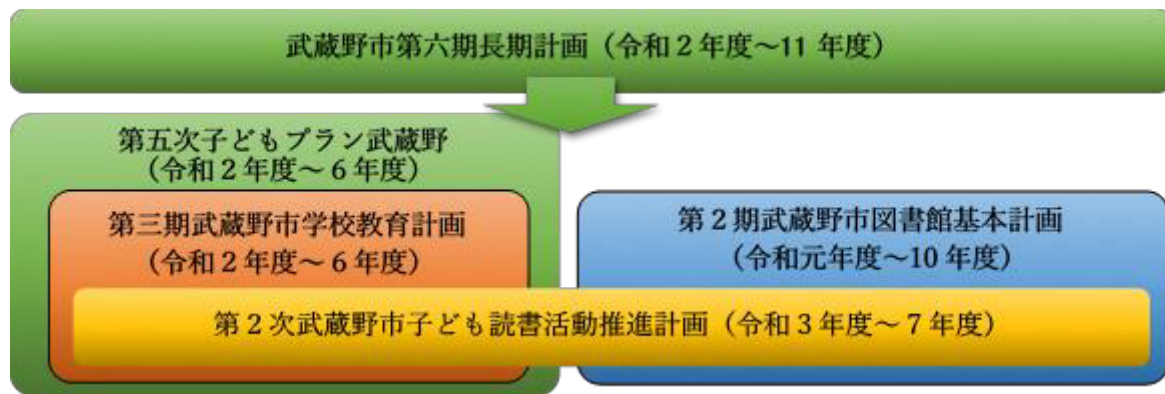
- ▶ 事務局による内部評価、図書館運営委員会による外部評価に基づき、改善策を検討し、実施する。

計画策定の背景

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。本市は、平成23年に子ども読書活動推進計画を策定し、図書館や学校を中心に取組みを進めてきました。しかしこの間も、国の法改正や情報化社会の進展により、子どもの読書環境は変化を続けています。この変化を踏まえ、これまでの取組みを改めて整理、体系化し、関係機関が連携して本市における子どもの読書環境の整備を推進していくため、第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画を策定することとしました。

計画の位置づけと計画期間

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく計画であるとともに、本市の最上位計画である武蔵野市第六期長期計画と、第五次子どもプラン武蔵野、第三期武蔵野市学校教育計画、第2期武蔵野市図書館基本計画を踏まえ、令和3年度～7年度を計画期間として、子ども読書活動を推進するために取組む事業を記載するものです。



現状と課題

- 乳幼児や児童が本に親しむには、親子のコミュニケーションや実際に本に触れる、お話を聞くといった実体験が重要になります。家庭における乳幼児期の読書活動への支援の充実が必要です。
- 中学生、高校生年代の読書離れが問題となっていますが、この世代に向けては、ただ「本を読もう」と声をかける、「本を読むのはいいことだ」と強制するのではなく、彼らの興味関心に寄り添う形でアプローチし、そこから読書につなげていくことも大切です。
- 中学生では8割以上が、調べものは「ほとんどインターネットで調べる」としています。読書の大きな側面である「調べる」という行動がインターネットに移行していくなかで、今後の子どもたちに向けては、データベース利用や情報活用能力の向上など、新しい手法にあわせたアプローチが求められます。
- 学校図書館には、「読書センター」とともに「学習センター」「情報センター」機能が求められています。新聞や図鑑、事典など、小説や物語に偏らない適切な選書と蔵書の充実を図ることが必要です。
- 今後の学校図書館の学習センターや情報センターとしての役割を充実していくためには、教員との連携強化、開館時間延長への対応、適切な選書や子どもたちへの働きかけ等の推進を可能とする学校図書館サポーターの配置について検討が必要です。
- 市立図書館と各機関の1対1の関係性による連携は進んできました。しかし、子ども読書活動のさらなる推進のためには、より多くの主体が相互に情報共有し、効果的・効率的に活動していくことが必要です。
- 子どもの読書活動の推進には、保護者をはじめ、保育園・幼稚園、子育て支援施設のスタッフ、学校図書館サポーターなど、子どもと読書を橋渡ししていく人材の役割が重要になります。子どもの読書活動に関わる人材の育成支援が必要です。

基本理念

子どもたちが読書を通じて、

豊かな心を培い、自ら学ぶ力を身に付けることで、生きる力を育む

「読書」のとらえ方

絵本、昔話、文学などが物語る日常や空想の出来事に心を躍らせることに加え、個々の知的好奇心を満たすために科学読み物や図鑑、事典などから知識を得ることも広く読書ととらえる。これらの媒体は、紙の書籍に限らず、電子書籍やインターネット情報も含む。

基本方針

■ 読書習慣を身に付け、豊かな心を培う

本を読んでもくれるあたたかい声に安心と喜びを感じる幼い子どもの時間、ストーリーを追いかけて次々にページをめくりワクワクする経験、本の世界から幅広い考え方を知り多感な時期に深く思考すること、いずれも子どもの成長に欠かせないものです。これらの経験から読書の喜びを知ることによって読書習慣が身に付き、それは子どもの感性を磨き、表現力と想像力を養い、その後の人生を心豊かに生きていくための財産になります。これらの経験を、年齢に応じてすべての子どもが得られるよう支援していきます。

■ 多様な読書を通じて自ら学ぶ力を身に付ける

絵本や文学の世界に心を躍らせる、あるいは大好きなジャンルの図鑑に熱中する読書がある一方で、わからない事象に出会い疑問を感じて本を開き、調べ、得た情報を活用する読書もあります。いずれも子ども時代に身に付けるべき大切な読書と言えます。子どもたちが読書の幅を広げ、様々な本と出会い、興味や関心を広げていくことで、自ら学ぶ力を身に付けられるよう支援していきます。

■ 情報を適切に読み解き、活用できる力を育む

昨今、情報は既存のメディアに加え、インターネット上に溢れ出しており、調べものの多くはインターネットを活用したものとなりつつあります。目的に応じて本やインターネットなど多様な情報媒体を使い分け、探し出した情報を適切に読み解き、活用できる力を身に付けることは、これからの子どもたちにとって必須のものとなります。子どもの年齢、発達に合わせて、この力を育めるよう支援していきます。

施策の体系と具体的な取組

施策		具体的な取組 (○継続 ◎拡充 ◇新規 ◆新規+連携 ●連携)	
1. すべての子どもの発達段階に応じた読書活動支援	(1) 乳幼児期における取組	①家庭、保護者への働きかけ、支援	<ul style="list-style-type: none"> ●むさしのブックスタート(3~4か月児、3歳児) ○むさしのブックスタート・フォローアップ事業 ◎ブックリスト等配布物の作成及び配布 ◇保護者向け読み聞かせ講座 ◇市立図書館を家族で楽しめるイベントの開催 ◇子育て支援施設への返却ポストの設置の検討
		②保育園・幼稚園・こども園等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童書リサイクル事業 ◇保育園、幼稚園などの団体用カードの作成 ◆保育園、0123 施設、各施設のイベントなどへの出張おはなし会や情報提供の検討 ○団体貸出の活用・見直しの検討
		①学校における読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市立図書館から学校への資料の貸出 ◆児童生徒が、市立小中学校で市立図書館の本を借りられる貸出システム構築の研究 ◆学校でタブレットなどを使い図書館の HP の使い方を学ぶ出前講座 ○児童書リサイクル事業(再掲)
		②学校図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎蔵書の充実 ◇新聞配備の検討 ◇学校図書館を利用できる時間の充実 ○配架・装飾などの環境整備の充実
		③学校における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○朝読書や学習活動を通じた図書に触れる機会の創出 ○ブックリストやビブリオバトルなどによる読書意欲の喚起 ●読書の動機づけ指導 ●図書館見学や調べ学習の受入れ ○学級文庫への団体貸出 ●学校と市立図書館による学校連携用図書の選書会議
		④読書活動における情報活用能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館における情報活用能力の育成 ◇市立図書館における情報活用に関する子ども向け講座の実施
	(2) 小中学生への取組(学齢期における取組)	⑤新しい発見、知的好奇心を刺激する機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○としょかんこどもまつり ○どっきんどようび ○夏休み・春休みこども教室 ○子ども図書館文芸賞 ◇小学生対象の図書館体験ツアーの実施 ○中学生、高校生の職場体験学習の受入れ ◇市立図書館を家族で楽しめるイベントの開催(再掲) ○子どもたちが集まるイベントでの本の展示や貸出
		⑥日常的な読書機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○団体貸出の周知、拡大 ◎小中学校での、対象年齢にあわせたブックリスト等の配布

施策の体系と具体的な取組

施策		具体的な取組 (○継続 ◎拡充 ◇新規 ◆新規+連携 ●連携)
1. すべての子どもの発達段階に応じた読書活動支援(続き)	(3) 青少年への取組	<ul style="list-style-type: none"> ◇青少年の読書活動の実態把握 ○青少年の興味関心にも対応できる選書 ○テーマ展示の充実、青少年参加型テーマ展示企画などの実施 ○武蔵野プレイスのティーンズスタジオ、吉祥寺図書館のティーンズスポット ◎実体験と図書との出会いを連動させた各種ワークショップ等の実施 ◇市立図書館における情報活用に関する青少年向け講座の実施 ○子ども図書館文芸賞(再掲) ◇電子書籍サービスの導入 ◇市立図書館のHPに「青少年向けページ」を整備 ◎SNSの活用
	① 青少年の読書活動の実態把握	
	② 青少年の興味関心に対応する蔵書構成	
	③ 青少年の居場所づくり	
	④ ICTの活用	
	(4) 配慮を必要とする子どもへの取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎●配慮を必要とする子ども向け出張おはなし会、図書館見学会 ◎デージー図書、マルチメディアデージー図書の充実、周知活動 ○大活字本、LLブックの充実、対面朗読サービス、書籍郵送サービスなどの充実
2 市立図書館と学校、関係機関の連携による推進	(1) 関係機関間の情報共有、連携体制の構築と強化	◎関係機関間の情報共有、連携体制の構築と強化
	(2) 市立図書館と学校、関係機関の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ●むさしのブックスタート(3~4か月児、3歳児)(再掲) ◆保育園、0123、各施設のイベントなどへの出張おはなし会や情報提供の検討(再掲) ●市立図書館から学校への資料の貸出(再掲) ◆児童生徒が、市立小中学校で市立図書館の本を借りられる貸出システム構築の研究(再掲) ◆学校でタブレット型パソコンなどを使い図書館のHPの使い方を学ぶ出前講座(再掲) ●読書の動機づけ指導(再掲) ●図書館見学や調べ学習の受入れ(再掲) ●学校と市立図書館による学校連携用図書の選書会議(再掲) ◎●配慮を必要とする子ども向け出張おはなし会、図書館見学会(再掲)
3 子どもの読書活動に関わる人材の育成・支援体制強化	(1) 子どもの読書にかかわる人材育成、相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎図書館の児童サービス担当職員の育成と配置 ◎家庭や関係者向けの乳幼児の読書に関する講演会や研修等の拡充 ◇保育園・幼稚園・こども園等の職員向けの講演会や研修会等の開催 ◎おはなし会やブックスタートに携わるボランティアの育成
	(2) 学校図書館の人的配置や人材育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校図書館サポーターへの研修体制充実 ◇学校図書館サポーターの勤務時間確保